

資料 1

島根県男女共同参画審議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県男女共同参画推進条例（平成14年島根県条例第16号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議録の作成)

第2条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 会議に付議した事案の件名
- 四 議事の概要
- 五 その他必要な事項

(専門部会の組織)

第3条 条例第25条第1項の規定に基づいて設置する専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議は、会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 専門部会の会議は、条例第24条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 専門部会は、調査審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(苦情処理専門部会)

第5条 条例第20条第2項に規定する施策に関する苦情の処理について意見を述べるため、審議会に苦情処理専門部会（以下、この条において「部会」という。）を設置するものとする。

- 2 部会は、委員5人以内で構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、条例第25条第2項の規定に基づき、部会に専門委員を置くことができる。

- 4 専門委員は、部会が知事に推薦する。
- 5 部会の意見は、審議会の意見とする。
- 6 部会長は、必要があると認めるとときは、県の機関に対し、資料の提出を求め又は関係者の部会への出席を求めて、意見を聞くことができる。
- 7 前項の規定に基づく県の機関に対する資料の提出又は意見聴取の要求を行うときは、書面により行うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活部環境生活総務課男女共同参画室において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月19日から施行する。

県民又は事業者からの施策に対する苦情の申し出に係る処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県男女共同参画推進条例（平成14年島根県条例第16号。以下「条例」という。）第20条第1項に規定する苦情の申出（以下「申出」という。）の処理に関し必要な事項を定める。

(申出者等)

第2条 申出を行う県民又は事業者（以下「申出者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県民 県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者
- 二 事業者 県内において事業活動を行う者

(苦情)

第3条 苦情は、県（知事部局、教育委員会、公安委員会その他県の機関）が実施する施策に関する内容のものとする。

(窓口)

第4条 申出の窓口は、環境生活部環境生活総務課男女共同参画室とする。なお、男女共同参画室以外の部署に申出があった場合は、当該部署は男女共同参画室に連絡を取り、適切に対応するものとする。

(申出の方法)

第5条 申出については、次に掲げる事項を記載した書面、電子メールまたはファックスにより行うものとする。

- 一 申出書の氏名又は名称
- 二 申出者の住所又は所在地並びに電話番号（島根県内に住所を有しない者にあっては、通勤・通学している県内にある会社・学校等の所在地及び名称並びに電話番号）
- 三 苦情に関する県の施策
- 四 苦情の具体的な内容
- 五 申出の年月日

(処理の方法)

第6条 窓口の男女共同参画室が申出を受け付けたときは、速やかに、当該申出に関する施策を担当する課（室）（以下「施策担当課」という。）に送付するものとする。

2 回付を受けた施策担当課は、男女共同参画室と協議をしながら、申出の処理を行うものとする。

- 3 男女共同参画室は、速やかに、島根県男女共同参画審議会苦情処理専門部会（以下「専門部会」という。）の意見聴取の手続きをとるものとする。
- 4 男女共同参画室は、専門部会から調査審議に必要な資料の提出または説明を求められたときは、速やかに、これに対応するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

（回答）

- 第8条 申出者に対しては、知事名の文書で回答するものとする。
- 2 回答に当たっては、施策担当課が処理案を作成し、男女共同参画室に合議するものとする。
 - 3 回答は、前項の処理案により男女共同参画室が行い、原則として、男女共同参画室が申出を受け付けた日から1ヶ月以内に行うものとする。

（報告及び公表）

第9条 申出の処理の状況について、専門部会に報告する。また、直近に開催される男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会に報告するとともに、年次報告として公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月3日から施行する。